

## ◎ 銚子市国民健康保険事業に係る新型コロナウイルス感染症対策について

### 1 傷病手当金制度の創設

傷病手当金については、条例を制定して支給することができる「任意給付」であることから、令和2年5月1日に開催された銚子市議会臨時会に「銚子市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を上程し、同日に可決したことにより、次のとおり傷病手当金制度を創設。

#### (1) 傷病手当金の概要

別紙1のとおり

#### (2) 傷病手当金の実績（8月14日現在）

申請件数なし

### 2 国民健康保険料の減免と徴収猶予の取扱いの拡大

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる国民健康保険料の減免について、国より特別調整交付金（補助金）による交付基準が示されたことから、銚子市国民健康保険条例第26条第1項の規定により、特別調整交付金の交付基準に沿った減免を実施。

徴収猶予についても、迅速かつ柔軟・適切に対応するよう、国から地方公共団体に対し要請があったことから、徴収猶予の取扱いを拡大。

#### (1) 概要

別紙2（減免）・別紙3（徴収猶予）のとおり

（当初納入通知書送付の際、同封し周知）

#### (2) 実績（7月31日現在）

##### ・減額、免除の実施状況

年度	申請件数	決定件数	却下件数
令和元年度	20	17	3
令和2年度	25	21	4

※決定通知は、8月14日に送付

※主な却下理由としては、前年に比べて収入減少見込額が10分の3未満による

##### ・徴収猶予の実施状況

年度	申請件数	決定件数	却下件数
令和元年度	2	2	0
令和2年度	1	1	0

### 3 特定健診について

	当初計画	変更後
個別健診	5月1日～11月30日	緊急事態宣言解除後（5月25日）～ 11月30日
集団健診	6月1日～6月17日 （うち15日間） 9月10日～14日 （うち4日間） 合計 19日間	・前半の6月分は中止 ・後半は計画どおり9月10日～14日 （うち4日間）に実施予定。 また、対象者を指定し、1日200人程 度、合計800人を見込む。 （完全日時指定制で実施）

- ・8月17日付けで、特定健診勧奨通知4,322件を送付  
通知の種類及び件数は、次の3種類

No	対象者	区分	件数
1	① 今年度40歳になる方 ② 昨年度集団健診を受診した 41～64歳の方	集団健診を案内	847件
2	65歳以上の方	個別健診を案内	1,346件
3	昨年度、個別健診を受診した方		2,129件

#### 特定健診受診率について

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診率	35.9%	36.6%	40.6%	37.3%
対象者数	15,092人	14,324人	13,750人	14,487人
受診者数	5,419人	5,247人	5,578人	5,406人

※ 令和元年度は速報値。

## 1. 制度概要

- 国保制度等においては、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができることとしている（いわゆる「任意給付」）。

## 2. 新型コロナウイルス感染症に関する対応

- 国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、**国が特例的に特別調整交付金により財政支援**を行うこととする。

- 対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

- 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

- 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

※ 上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。

- 適用

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

# 国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、申請により**保険料が減免**となります。

## 【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険料の一部を減額**

注：本案内において、主たる生計維持者とは、世帯主のことです。

### ※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が100万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- 保険料の減免額は、減免対象保険料額 (A×B/C) に減免割合 (D) をかけた金額です。**

### 減免対象の保険料額 (A×B/C)

A:世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

### 合計所得金額に応じた減免割合 (D)

300万円以下の場合 : 全部(10分の10)

400万円以下の場合 : 10分の8

550万円以下の場合 : 10分の6

750万円以下の場合 : 10分の4

1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

※B又はCが0円である場合には減免額は0円となり、減免の対象とはなりません。

※非自発的失業者に該当することにより、非自発的失業者の保険料軽減制度の対象となる方については、給与収入の減少に伴う保険料の減免は行いません。

※減免申請をする前に、必ず令和元年中の税の申告をお済ませください。

## 【減免の対象となる保険料】

令和元年度分および令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。なお、資格取得日から14日以内に加入手続きが行われなかったため、令和2年1月分以前の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険料が対象です。

【申請に必要な書類等】 (詳細については、下記へお問い合わせ下さい。)

○国民健康保険料減額・免除申請書 (様式はHPからダウンロードが可能です。)

①の場合 死亡又は重篤な傷病を負ったことを証明できる書類

②の場合 令和2年中の減免申請に係る収入申告書・前年中の所得申告書控(写し)等

【申請期限】 令和3年3月31日

銚子市役所 市民課 保険年金室 国保料班 電話：0479-24-8955 (国保直通)

ホームページURL: <http://www.city.choshi.chiba.jp/simin/gyousei/cat03/kokuho/index.html>

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険料の徴収猶予について

## 1 【徴収猶予の要件: 下記①②のいずれも満たす納付義務者】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業・不動産・山林・給与に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納付を行うことが困難であること。
  - ※「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
  - ※収入とは、事業収入等の経常的な収入であり、譲渡所得などの一時的な収入は含みません。

## 2 【対象となる保険料】

- ・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来し、一時に納付が困難な保険料。
  - \* 令和2年1月31日以前に未納がある方はご相談ください。

## 3 【申請期限】

- ・令和2年2月1日～令和2年6月30日までに納期限が到来する保険料は、令和2年7月31日。
- ・令和2年7月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する保険料は、各納期限。
  - \* 一度にまとめて全期(第1～8期など)を申請することはできません。

## 4 【申請に必要な書類】

申請書類は、銚子市ホームページからダウンロードするか、お問い合わせいただければ、郵送いたします。

提出が出来ない添付書類は、職員にお尋ねください。

- ①「国民健康保険料徴収猶予申請書」と「新型コロナウイルス感染症の影響が分かる書類の写し」
  - \* 添付書類: 休業証明書の写しなど
- ②「収入減少等状況書」と「収入が減少した事実を証する書類の写し」
  - \* 添付書類: 売上帳、給与明細書、所得申告書控えの写しなど
- ③「財産収支状況書」と「資産及び負債の状況を明らかにする書類の写し」
  - \* 添付書類: 預貯金通帳、現金出納帳の写しなど

## 5 【効果等】

- ・徴収猶予期間は、最長で6か月です。
- ・延滞金が免除されます。
- ・納付方法が、口座振替や特別徴収(年金天引き)の方で、納付方法の変更を希望される場合は、別に申し込みが必要になります。
- ・徴収猶予された保険料が、納期限(徴収猶予期限ではありません)を経過した場合は、納期限が経過している保険料であること、徴収猶予を受けていることが納付証明書に記載されます。

問い合わせ先

銚子市役所 市民課 保険年金室 国保料班 電話:0479-24-8955(国保直通)

ホームページURL: <http://www.city.choshi.chiba.jp/simin/gyousei/cat03/kokuho/index.html>